

1. 令和7年度 都道府県医療コンテナ保有状況

結果概要

- 都道府県別の医療コンテナ保有状況調査の結果は以下の通り(令和7年10月時点)。
 - ・ 医療コンテナの総数は、全国で**288基**(昨年度同調査より**101基増加**)。
 - ・ 都道府県別の保有状況は、保有が**44都道府県**(昨年度同調査より**7県増加**)、未保有が**3府県**。
 - ・ 全国における災害時の活用可能な医療コンテナの総数は**175基**(昨年度同調査においては91基であり、**84基増加**)であり、保有数のうち**61%の医療コンテナについて災害時の活用が同意**されている。

都道府県	保有数	平時利用	災害時活用可
北海道	19	14	7
青森	3	1	1
岩手	3	3	3
秋田	2	2	0
宮城	4	4	2
山形	4	4	4
福島	0	0	0
茨城	65	49	53
栃木	2	2	0
群馬	2	2	1
埼玉	24	21	14
千葉	8	6	4
東京	7	3	3
神奈川	11	8	4
新潟	6	1	2
富山	3	3	1

都道府県	保有数	平時利用	災害時活用可
石川	1	1	1
福井	2	1	1
静岡	1	1	1
山梨	2	0	2
長野	11	9	5
岐阜	3	2	2
愛知	4	4	4
三重	6	6	1
京都	0	0	0
滋賀	8	3	4
大阪	6	6	1
兵庫	18	14	14
奈良	6	6	2
和歌山	2	2	1
鳥取	5	5	2
島根	2	2	2

都道府県	保有数	平時利用	災害時活用可
岡山	6	5	4
広島	4	2	4
山口	3	2	2
徳島	2	2	2
香川	0	0	0
愛媛	2	2	1
高知	1	1	1
福岡	2	0	2
佐賀	1	1	0
大分	1	1	1
長崎	13	9	10
熊本	3	2	0
宮崎	2	2	0
鹿児島	5	2	4
沖縄	3	3	2
合計	288	219	175

(補足)・「保有数」については、令和7年10月時点で貸与を受けているものを含む。

・「災害時活用可」とは、保有主体(都道府県・医療機関)において、災害時における被災地での活用に同意した場合を指す。

2. 医療コンテナの実効性向上に向けた取組み～コンテナ実証

実証概要

日時：令和7年6月19日(木)～6月21日(土)

場所：長崎県新上五島町

主催：一般社団法人 医療コンテナ推進協議会
新上五島町、上五島病院

設備：診療コンテナ
(空調設備・自家発電機・リフト・ベッド2台・机を装備)

目的：移動型コンテナによる巡回検診の実証



医療コンテナの平時利用^(※)の可能性

(※) 医療コンテナの導入が進まない理由の一つとして平時利用の難しさがある

- ・ 検診を受診した利用者及び検診に関わったスタッフに対して実施したアンケート結果では、排水や照明といった医療コンテナに特有の課題は残りつつも、活用によるベネフィットが上回り、前向きな回答が多くなったのではないかと見られる。
- ・ 体制の不足は今後の活用により改善が見込めることを踏まえると、当該実証結果の展開により、他地域での平時利用の見通しが立ちやすくなるのではないかと見られる。



明らかになった主な課題 (第3回実証報告書より抜粋)

準備・物品確認の強化／動線の確保／環境整備／費用への支援(運用費・人件費・物品費) 等

医療コンテナ活用促進事業

1 事業の目的

- 医療コンテナについては、第8次医療計画において、都道府県や医療機関は、災害時等に検査や治療に活用することが求められている。
- 実際に、令和6年能登半島地震においては、国が中心となり、応急救護等に用いるため、避難所や病院、SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)に、多くの医療コンテナを派遣・設置すべく調整した。
- これらは、病院が既に保有しているコンテナや業者から新たに提供のあったコンテナを被災地に派遣したものであることから、災害時に実際に被災地に派遣することができるコンテナを普及させることが重要である。

2 事業の概要

【事業概要】・災害時等の医療を確保するために、都道府県及び災害拠点病院が平時から医療コンテナを整備するための費用(購入・運搬・設置料等)を支援する。

※ ただし、災害時等に被災都道府県等から求められた場合、原則として当該コンテナを被災地に派遣することを条件とする。

【実施主体】・都道府県
・災害拠点病院

【補助率】 国1/2、事業者1/2

3 対象経費

医療コンテナまたはコンテナに搭載する医療用資機材等の購入・運搬・設置料等を計上。